

機関要件

申請を行う大学等は、機関要件として以下の要件をすべて満たす必要がある。
機関要件の確認にあたっては、**実施要領及びQ&Aも併せて確認すること。**

- (1) 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- (2) 申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること。
- (3) 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日前3年以内において次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
 - ② 財政状況が健全でなくなったこと。
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- (4) 当該申請の日の属する年度及び前2か年度（**直近3年分**）の各年度において次のいずれにも該当すること。
 - ① 認定を受けようとする学部等も含め、**認定を受けようとする学部等を置く大学等に設置されている全ての学部等**において、認可基準告示第1条第1項第3号の規定に定める収容定員充足率の上限を超過していないこと。（注1）
（→詳細は、別添参照）
 - ② 認定を受けようとする学部等も含め、**認定を受けようとする学部等を置く大学等に設置されている全ての学部等の5月1日現在の収容定員の平均が9割以上**であること。（注2）

（注1） 認定を受けようとする学部等を置く大学等に設置されている全ての学部等において、認可基準告示第1条第1項第3号の規定に定める収容定員充足率の上限を超過していないことを要件とする。

（注2） 認定を受けようとする学部等も含め、大学等に設置されている全ての学部等の収容定員の平均が、9割以上であることを要件とする。（全ての学部等でそれぞれ収容定員の9割以上であることが必要とされるものではない。）

（注3） 収容定員の算定方法 **学部等における収容定員充足率 = 学部等に在籍する学生の数（※） ÷ 学部等の収容定員数**

※認可基準告示第1条第2項に該当する学生は、学部等における在籍学生数から控除して算出することができる。詳細はQ&AのQ6-10を確認ください。

申請要件の詳細について御不明な点があれば、文部科学省にご相談ください。

ただし、申請前に認定を受けようとする大学等が機関要件を満たしているか文部科学省が判定することはできません。

「認定を受けようとする学部等を置く大学等に設置されている全ての学部等において、認可基準告示第1条第1項第3号の規定に定める収容定員充足率の上限を超過しているかどうか」の確認方法

※申請学部等だけでなく、**申請学部等以外の全ての学部等についても、それぞれ要件に適合しているかどうかを確認する必要がある。**

